

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 コンプライアンス行動規範

全ての会員が最大幸福度を創造し、豊かさを享受できる社会の実現は、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会(以下、「本連合会」という。)及び単位会共通の願いである。

そのためにも本連合会に所属する単位会は、法を遵守し、公正且つ自由な競争のもと、高い職業倫理を持って行動し、社会的責任を果たさなければならない。

依って、本連合会組織の自律的監督体制構築の第一歩として、「連合会憲章」に基づくコンプライアンス行動規範を定めるものである。

コンプライアンス行動規範

[社会への貢献]

持続可能な社会の発展と公共の福祉に積極的に貢献する。

[専門技術の職責]

常に専門技術の向上と技術の継承に努め、良心に基づいて行動する。

[情報の開示]

職能上の資格等を明確にし、信頼が得られるよう情報の提供に努める。

[公正中立]

社会の公益性に考慮して、公正中立な立場で業務を遂行する。

[守秘義務]

業務上知り得た機密事項は他に漏らさない。

[適正な報酬]

適正な報酬を提示し、誠実に業務を遂行する。

[明確な契約]

契約を締結し、当該業務の遂行上で紛争が生じないように努める。

[公正、自由な競争]

公正かつ自由な競争の維持に努め、不正な手段を用いない。

[法の遵守]

法を遵守し、公正な業務遂行に努める。

[瑕疵への対応]

業務の瑕疵には、誠意をもって対応する。

[著作権]

著作権を侵さない。

[協 調]

お互いの立場を尊重し、相互に信頼を持って業務を遂行する。

(令和元年9月5日 制定)